

規 則

一、本會は啓明會と稱し本部を東京四谷區荒木町二十七番地に支部を全國各地に設け、本會は會員相互の服務によつて、個人社會を根本的に改造するを以て目的とす。

二、本會は本部の監督に實し重層階級に組織し、業已從事する同盟を以て組織す。

三、本會は入會に際し金五拾圓を納め會費として年額五圓六拾圓（二回或は三四分納隨意納付し機關雜誌の配布をう。）

會員は入會に際し機關雜誌の配布をう。但し雜誌購讀を希望せざるものは年額會費

會費として機關雜誌を永久に無代配布す。

四、本會は左記の事業を行ふ。

1. 會員の互助。(不慮の災厄に遇へる會員の救済)

2. 教育革新に關する調査、研究、並に諸方案の作成。

3. 機關雜誌の發行(毎月一回雜誌啓明)を發行す。

4. 日曜市民學校の興隆。

5. 庶民の事業を行ふため左の諸部を設く。

1. 總務部 會務總括、一般交渉事務、庶務、會計事務を司る)

2. 研究部(前條の2.) 3. 編輯部(前條の3.) 4. 宣傳部(前條の4. b.)

六、本會に左の役員を置く。 監事 二名

編輯 若干名(前條を兼任す) 庶務 一名

七、本會は年一回定期總會を開き必要に應じ臨時總會を開く。

八、所則 本會の會計は之を公刊し、並に本會金一定額に達するを待らば、財団法人の登記

をなす

九、本會は年一回定期總會を開き必要に應じ臨時總會を開く。

十、本會は年一回定期總會を開き必要に應じ臨時總會を開く。

十一、本會は年一回定期總會を開き必要に應じ臨時總會を開く。

十二、本會は年一回定期總會を開き必要に應じ臨時總會を開く。

十三、本會は年一回定期總會を開き必要に應じ臨時總會を開く。

十四、本會は年一回定期總會を開き必要に應じ臨時總會を開く。

十五、本會は年一回定期總會を開き必要に應じ臨時總會を開く。

十六、本會は年一回定期總會を開き必要に應じ臨時總會を開く。

十七、本會は年一回定期總會を開き必要に應じ臨時總會を開く。

十八、本會は年一回定期總會を開き必要に應じ臨時總會を開く。

十九、本會は年一回定期總會を開き必要に應じ臨時總會を開く。

二十、本會は年一回定期總會を開き必要に應じ臨時總會を開く。

二十一、本會は年一回定期總會を開き必要に應じ臨時總會を開く。

支部に関する規定

東京市四谷區荒木町二十七番地
啓明會
理事 藤野野矢
監事 藤野野矢

13.

13